

○ F Aサッカー活動の再開に向けたガイドライン  
＜大阪府サッカー協会＞

別冊 ⑤  
OFA オフィス運営

大阪のサッカーファミリーを新型コロナウイルスの感染から守る！  
大阪のサッカー活動を新型コロナウイルスによって停滞させない！  
そのために、いま皆さんに遵守頂きたい行動指針を示します！

Vol,1  
(2020年6月12日 初版)



一般社団法人 大阪府サッカー協会

## OFA オフィス運営ガイドライン

本手引きは、政府から示された新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針、新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言を踏まえ、オフィス運営にあたっての基準や感染防止のための留意点を、当オフィスの特性を踏まえてまとめたものです。

OFA オフィスにお越しいただく皆様におかれましては、下記の項目についてご留意いただき、一般的な感染症対策も遵守の上、ご来訪いただきますようお願いいたします。

### 【感染防止のための基本的な考え方】

(一社)大阪府サッカー協会事務所内における感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、対策に係る体制を整備し、それに応じた対策を講ずる。特に、常勤役職員の感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実などに努めるものとする。

### 【講じるべき具体的な対策】

#### (1) 感染予防対策の体制

OFA 感染対策委員会（藤縄専務理事が委員長）を設置し、日々の感染予防に努める。

#### (2) 常勤役職員の健康確保

・常勤役職員については毎朝実施の朝会時に体温計にて熱を測定し平熱＋1度以上の発熱が見られる場合、在宅勤務又は有給休暇取得を選択させ、一週間の自宅待機を指示する。また、勤務中に体調が悪くなった常勤役職員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅療養とする。

・発熱などの症状により自宅で療養することとなった常勤役職員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、入社判断を行う際には、次の1) および2) の両方の条件を満たすこと。

1) 発症後に少なくとも14日が経過している

2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過している

・症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

#### (3) 通勤

・通勤前、必ず検温し平熱より1度以上高い場合は在宅勤務とする。

・テレワーク（在宅での勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態により、通勤頻度を減らしても業務に支障がでないようハード面、ソフト面で対策委員会にて検討する。

・自家用車など公共交通機関を使わずに通勤できる常勤役職員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつ検討する。

#### (4) 勤務

- ・常勤役職員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、うがいを徹底する。
- ・常勤役職員に対し、勤務中のマスク着用を必須とする。
- ・飛沫感染防止のため、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで仕切りを設置する。仕切りのない対面の座席配置の場合は最低1メートルあけるなどの対策を検討する。
- ・窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・ドアノブ、電気のスイッチ、手すり・つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの他人と手が頻回に触れる箇所等については定期的に（10時、13時、16時、18時30分を目処に計4回/日）消毒液にて清掃する。
- ・外出の際は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないようにする。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。

#### (5) 会議

- ・会議はオンラインで行うことも検討する。
- ・会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・対面での社外会議やイベントなどについては、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。
- ・その他3密を避ける為に必要な対応は安全面・金銭面等総合的に感染予防対策委員会にて判断し随時実施する。

#### (6) 休憩・休息スペース

- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- ・休憩・休息の際は時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

#### (7) トイレ

- ・泡石鹸を設置し手洗い後、ハンドドライヤーの利用を止め、ペーパータオルを設置する。

#### (8) オフィスへの立ち入り

- ・入退室の前後は必ず入口に設置している消毒液で消毒後に入室を徹底する。入室後は来局者全員に事務局により体温計にて検温し37.3度以上ない事を確認の上入室を許可する。
- ・事務局は来局者の氏名連絡先を確認の上来局者名簿を管理する。（会議等の場合も出席者の連絡先を管理徹底する）
- ・過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされて

いる国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある方の来局はお断りする。

## (9) 常勤役職員に対する感染防止策の啓発等

- ・常勤役職員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」(図1)や「『新しい生活様式』の実践例」(図2)を周知するなどの取り組みを行う。
- ・患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した常勤役職員やその関係者が、事業場内で差別されることなどがないよう、常勤役職員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。

## (10) 感染者が確認された場合の対応

### ① 常勤役職員の感染が確認された場合

- ・保健所、医療機関の指示に従う。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、事務所を閉鎖、消毒を実施し、その他の常勤役職員についてもテレワークを指示する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ・オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

### ② 当協会事務所のビル内で同居する他社の常勤役職員で感染が確認された場合

- ・保健所、医療機関およびビルオーナー（㈱イトーダイ）の指示に従う。

## (11) その他

上記に記載のないケースについてはOFA感染対策委員会にて審議の上判断する事とする。

以上

【図1】

**人との接触を8割減らす、10のポイント**

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。  
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話で <b>オンライン帰省</b>	2 スーパーは1人 または <b>少人数で</b> すいている時間に	3 ジョギングは <b>少人数で</b> 公園は <b>すいた時間、</b> <b>場所を選ぶ</b>
4 待てる買い物は <b>通販で</b>	5 飲み会は <b>オンラインで</b>	6 診療は <b>遠隔診療</b> 定期受診は間隔を調整
7 筋トレやヨガは <b>自宅で動画を活用</b>	8 飲食は <b>持ち帰り、</b> <b>宅配も</b>	9 仕事は <b>在宅勤務</b> 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために
10 会話は <b>マスクをつけて</b>	<b>3つの密を避けましょう</b> 1. 換気の悪い <b>密閉空間</b> 2. 多数が集まる <b>密集場所</b> 3. 間近で会話や発声をする <b>密接場面</b>	

手洗い・  
咳エチケット・  
換気や、健康管理  
も、同様に重要です。

(厚生労働省 HP より)

【図2】

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(厚生労働省 HP より)